

Jenner & Blockニュースレター

Publications

2026年9月

By: 正田美和, Brent Caslin, Donald E. Batterson

Jenner & Blockニュースレターの2026年9月号をお届けします。Jenner & Blockニュースレターでは、米国における法的進展に関する最新の動向につき、概要をご説明しています。

はじめに、当事務所は、The American Lawyer誌の2026年Aリストにおける全米トップ20の法律事務所の中で、過去最高位となる全米第3位に選出されました。このAリストは、同誌が年次で選出する業界で最も権威のあるランキングの一つであり、米国全体における「ザ・ベスト・オブ・ザ・ベスト」とみなされた法律事務所構成されるものです。皆様からの日々のご支援に支えられて今回の栄誉を受けることができ、当事務所一同心より感謝申し上げます。

今回のJenner & Blockニュースレターでは、まず、営業秘密と一般的な事業情報を区別できていないとして営業秘密の不正使用の主張を却下したデラウェア連邦地方裁判所の最近の判決の概要を取り上げています。本判決は、連邦営業秘密保護法（Defend Trade Secrets Act）の下で十分な具体性をもった主張をすることの重要性を強調するものです。次に、デラウェア州衡平裁判所が上院法案21号（Senate Bill 21）を初めて適用した*Ayers v. Foley*判決についても検討しています。本判決は、取締役の独立性に関する推定の強化と、提訴請求の無益性（demand futility）の段階における適用について、初期的な指針を示すものです。

続いて、日本を含む米国の同盟国・パートナー国からの頻繁かつ信頼できる外国投資家に対する審査プロセスを合理化することを目的とした、対米外国投資委員会（CFIUS）の新たな取り組みである既知投資家プログラム（Known Investor Program）の概要を取り上げています。また、人工知能とサイバーセキュリティに関するトランプ政権の最近の大統領令の主要ポイントについても要約しています。本大統領令は、リリース前の先端AIモデルへの政府による任意レビューの枠組みを設けるものです。さらに、大規模言語モデル人工知能システムを通じて処理される政府データの保護を規定する、米国一般調達局（General Services Administration、GSA）による契約条項の修正案についても概説しています。本修正案は、同条項の適用トリガーを狭めつつ、適用範囲をGSAが管理するすべての契約に拡大するものです。また、仲裁判断の執行に対する主権免責に関して、ICSID条約またはニューヨーク条約のいずれに基づくかにより取り扱いが異なることを明確化した、最近の英国判例法を検討しています。最後に、20年以上にわたる欧州の汚職防止法制の中で最も広範な進展である、新たに制定されたEU反汚職指令の概要を取り上げています。

Jenner & Blockニュースレターをご覧頂き、ありがとうございます。ご質問等ございましたら、どうぞ遠慮なくご連絡ください。

今月号の記事

営業秘密

営業秘密と一般的な事業情報を区別できなかったとして訴状が却下

コーポレート

デラウェア州衡平裁判所によるSB 21の初適用：Ayers v. Foley訴訟が取締役の独立性に関する初期的指針を示す

対米外国投資委員会 (CFIUS)

施行間近のCFIUS既知投資家プログラム

人工知能

新たなAI大統領令：先端AIモデルを開発する企業への影響

人工知能

GSAがAIのデータ保護要件を定める修正版契約条項案を公表

仲裁

英国裁判所における仲裁判断の執行に対する主権免責：ICSID条約とニューヨーク条約

汚職防止

EU反汚職指令：知っておくべきポイント

Related Lawyers



正田美和

パートナー

mshoda@jenner.com

+1 213 239 5171



Brent Caslin

Partner

bcaslin@jenner.com

+1 213 239 5150



Donald E. Batterson

Partner

dbatterson@jenner.com

+1 312 923 2607

関連分野

日本プラクティス

© 2026 Jenner & Block LLP. Attorney Advertising. Jenner & Block LLP is an Illinois Limited Liability Partnership including professional corporations. This publication, presentation, or event is not intended to provide legal advice but to provide information on legal matters and/or firm news of interest to our clients and colleagues. Readers or attendees should seek specific legal advice before taking any action with respect to matters mentioned in this publication or at this event. The attorney responsible for this communication is Brent E. Kidwell, Jenner & Block LLP, 353 N. Clark Street, Chicago, IL 60654-3456. Prior results do not guarantee a similar outcome. Jenner & Block London LLP, an affiliate of Jenner & Block LLP, is a limited liability partnership established under the laws of the State of Delaware, USA and is authorised and regulated by the Solicitors Regulation Authority with SRA number 615729. Information regarding the data we collect and the rights you have over your data can be found in our Privacy Notice. For further inquiries, please contact dataprotection@jenner.com.

Stay Informed

